

令和3年7月12日

第二中学校保護者さま

中野区立第二中学校
校長 松田 芳明

緊急事態宣言下における対応について

このことについて、令和3年7月9日に中野区教育委員会より依頼がありました。
適用に伴い、本校では令和3年6月21日付 3中教指第1629号に基づいた教育活動を実施しているところです。改めて、まん延防止等重点措置に伴う対応に引き続き、感染症対策の徹底を継続するとともに、生徒の健やかな学びのために、実施可能な教育活動について、工夫をして下記のとおり取り組んでまいります。

記

1 日常の教育活動について

生徒への感染予防対策を継続した上で日常の教育活動を実施します。

- (1) 理科（観察・実験）、音楽（歌唱・管楽器など）、家庭科（調理実習など）、グループや少人数による話し合い活動等の飛沫感染の可能性が高い活動については、可能な限り感染症対策を行った上で工夫して実施します。ただし、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動であると判断した場合は、その学習活動は行わず、代替の活動を行います。
- (2) 水泳指導については、各学校の実態に応じて適切に実施します。
- (3) 生徒のマスクの着用については、熱中症のリスクも鑑み、活動内容に応じて、換気や幼児・児童・生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮の上、教員がマスクを外すよう適宜声掛けするなどの対応をします。

2 夏季休業中の教育活動について

生徒への感染予防対策を十分に講じた上で、補充学習教室、部活動等の教育活動を計画に沿って実施します。

3 学校行事・保護者会等について

実施する場合には、下記の留意点に配慮した上で計画・実施する。

- (1) 生徒が、1つの会場で密になる規模の行事・集会等は開催はしません。
- (2) 保護者が来校する場合は、時間と集団を指定し、密にならないよう配慮します。
- (3) 来賓・地域関係者は原則として招きません。

4 9月の修学旅行・鎌倉校外学習行事について

- (1) 修学旅行については、7月末までに現地での移動手段（公共交通機関か貸し切りバス）について判断をいたします。さらに緊急事態宣言が8月22日以降に延長された場合、実施について再度検討します。
- (2) 鎌倉校外学習については、感染症の拡大防止を鑑み、実施する場合には下記の留意点に配慮した上で実施します。
 - ① 7月末までに移動手段（貸し切りバス）で実施するか、延期するかについて決定します。
 - ② 見学地については、人が密集したり、直前でのキャンセルが難しい、または高額なキャンセル料が発生したりする場所・施設を見学先とは避けます。
 - ③ 校外学習先での食事は、密にならないよう場所や座席等に十分配慮します。
 - ④ 実施に際しては、健康観察カード等を活用し、本人の健康状況だけでなく、家族の状況についても1週間程前から把握させていただきますのでご協力をお願いします。ことで、実施の判断や移動先での発熱等に適切に対応する。

5 部活動について

実施する場合には、内容の精選や活動時間の短縮などの策を講じ、必ず保護者の同意を得た上で、下記の留意点に配慮して実施します。

- (1) 感染リスクの高い活動は控え、特に接触を伴う活動、飛沫感染の可能性がある合奏等においては、必ず感染症対策を講じます。生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控えます。
- (2) 熱中症のリスクを鑑み、活動中はマスクを外すよう適宜声掛けをします。マスクを外す場面では、大声を出すことや、至近距離での発声や会話は控えさせます。ミーティング等の際にはマスクを着用させます。
- (3) 対外試合・合同練習等の実施や大会参加など校外での活動については、各部活動の意義や目的に照らして慎重に判断し、実施する場合は必ず保護者の同意書を得ます。

※合同チームでの練習は行います。

※人数が少なく、ゲーム形式の練習が困難である部活動は、合同練習や練習試合を行います。

【問い合わせ先】

副校長 井出 宇郎

電話 3382-7151